香芝市告示第１８６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の２第１項の規定により、指定公金事務取扱者に公金の徴収及び収納事務を委託したので、同条第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年　１０月　１日

香芝市長　三　橋　和　史

１　受託者

兵庫県神戸市中央区伊藤町１１９番地

株式会社日本ビジネスデータープロセシングセンター　代表取締役　池　智太郎

２　徴収事務を委託する手数料

⑴　狂犬病予防法（昭和２５年法律第２４７号）第４条第２項の規定に基づく犬の登録手数料

⑵　狂犬病予防法第５条第２項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票交付手数料

⑶　狂犬病予防法施行令（昭和２８年政令第２３６号）第１条の２の規定に基づく犬の鑑札再交付手数料

⑷　狂犬病予防法施行令第３条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料

⑸　香芝市営火葬場条例（昭和４４年条例第９号）第６条に基づく火葬場使用料

⑹　香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成１１年条例第２号）第１６条に基づく動物の死体処理手数料

３　収納事務を委託する手数料

香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第１６条に基づくし尿の収集及び運搬手数料

４　委託期間

令和８年１０月１日から令和１１年９月３０日まで